

石綿による疾病の労災認定基準を改正

～肺がんなどの認定基準が変わりました～

厚生労働省では、平成24年3月29日付けで石綿による疾病の労災認定基準を改正しました。

これは、本年2月に取りまとめた「石綿による疾病の認定基準に関する検討会報告書」の内容を踏まえたものです。

これまで、石綿による疾病の労災認定については、平成18年2月の労働基準局長通達「石綿による疾病の認定基準」(基発第 0209001 号)に基づいて、業務上であるか否かの判断を行っていました。

しかし、最近では、石綿による疾病に関して新たな医学的知見が示されていることなどから、厚生労働省では、医学専門家などに検討を依頼し、11回にわたる検討会の開催を経て報告書を取りまとめました。

詳しくはこちら

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/061013-4.html>